

市川三郷町と山梨県立青洲高等学校との包括的連携に関する協定書

市川三郷町（以下「甲」という。）と山梨県立青洲高等学校（以下「乙」という。）は、相互に連携し、地域振興と人材育成に寄与するとともに両者の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が包括的かつ永続的な連携のもと、豊かで活力ある地域社会の形成とふるさとを愛する豊かな人づくりを図り、相互の発展を目指すことを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力する。

- (1) 生活・自然環境、健康・福祉、防災、教育・文化、産業、観光、まちづくりの各分野に関すること。
- (2) 人的資源の交流に関すること。
- (3) 物的資源の相互活用に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。但し、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は、協定締結の日からその3年後の日が属する年度の末日までとする。但し、本協定書の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲又は乙から申し出のない場合は、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関しての疑義を生じた事項については、両者協議の上、定めるものとする。

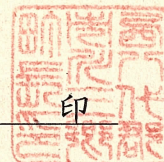
本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各々1通を保有する。

令和4年12月19日

甲 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1,790-3

市川三郷町長

遠藤 浩



乙 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1,733-2

山梨県立青洲高等学校長

小林 智

